

## 音更町地域公共交通活性化協議会規約（案）

## （目的）

第1条 音更町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づく協議並びに音更町内における生活交通の確保方策等に関する協議を行うため設置する。

## （事務所）

第2条 協議会の事務所は、音更町元町2番地音更町役場内に置く。

## （協議事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- （2）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通網形成計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- （3）生活交通の確保方策等に関すること。
- （4）その他協議会が必要と認めること。

## （組織）

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- （1）一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者又はその指名する者
- （2）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者又はその指名する者
- （3）住民又は利用者の代表
- （4）北海道運輸局帯広運輸支局長又はその指名する者
- （5）北海道十勝総合振興局長又はその指名する者
- （6）音更町副町長その他の音更町長が指名する職員
- （7）その他協議会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

## （会長）

第5条 協議会に会長を置き、音更町副町長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

## （会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができる。こ

の場合において、委員があらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事の運営に支障が生ずると認められる場合は、非公開で行うものとする。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求め説明若しくは意見を聴くことができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第7条 委員及び関係者は、協議会で協議が整った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第8条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、音更町企画財政部企画課に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第10条 会長は、協議会の会計を監査する監査委員を委員の中から指名する。

- 2 監査委員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(財務)

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の解散等)

第12条 協議会が解散した場合における協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長が別に定める方法により決算する。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規約は、平成28年 月 日から施行する。

## 音更町地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

### （趣旨）

第1条 この規程は、音更町地域公共交通活性化協議会規約第9条第2項の規定に基づき、音更町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）協議会の会議に関する事項
- （2）協議会の資料作成に関する事項
- （3）協議会の庶務に関する事項
- （4）その他協議会の運営に関し必要な事項

### （職員等）

第3条 事務局に、事務局長及び事務局員を置く。

- 2 事務局長は、音更町企画財政部企画課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、音更町企画財政部企画課の職員をもって充てる。

### （専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- （1）事務局の運営に関すること。
- （2）物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関すること。
- （3）物品及び現金の出納に関すること。
- （4）その他軽易な事項に関すること。

### （文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理、編集、保存その他文書の取扱いに関する事項は、音更町の例による。

### （公印の取扱い）

第6条 協議会の公印の名称、形状、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、使用その他公印の取扱いに関する事項は、音更町の例による。

### （その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成28年 月 日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
音更町地域 公共交通活 性化協議会 会長の印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                     音更町地域 公共交通活 性化協議会 会長の印                 </div>	18	会長名をもって発する 文書	1	会長

## 音更町地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

### （趣旨）

第1条 この規程は、音更町地域公共交通活性化協議会規約第11条の規定に基づき、音更町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （会計年度）

第2条 協議会の会計年度は、音更町の会計年度の例による。

### （予算）

第3条 協議会の予算は、国、北海道、音更町等からの負担金、補助金その他の収入をもって歳入とし、協議会の事務及び事業に要する全ての経費をもって歳出とする。

2 会長は、毎会計年度の予算を調製し、毎会計年度の協議会の会議において承認を受けなければならない。

3 会長は、会計年度の途中において既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、協議会の会議において承認を受けなければならない。

### （歳入歳出予算科目）

第4条 歳入歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 会長は、特別な理由があると認めるときは、年度の途中において別表に定める区分以外の款、項及び目を定めることができる。

### （予算の流用及び予備費の充当）

第5条 会長は、歳出予算において款及び項を超えて予算を流用したとき、又は予備費を充当したときは、直近の協議会の会議において報告しなければならない。

### （出納及び現金等の保管）

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

### （出納員）

第7条 会長は、事務局長及び事務局員に出納員を命じ、出納事務を委任することができる。

2 出納員は、現金の出納、保管その他必要な事務手続について、音更町の例により適正に処理しなければならない。

### （予算の執行）

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、出納員が行うものとする。

2 出納員は、予算差引簿その他必要な簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成28年 月 日から施行する。

別表（第4条関係）

(1) 歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 諸収入	1 雑入	1 雑入

(2) 歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費